

# 2016 新たな飛躍へ、3つの挑戦 ～政治、独立起業、そして人権～

女性活躍推進本部 提言

平成28年5月10日

自由民主党

女性活躍推進本部

## 目次

I	はじめに	1
II	提言	2
1.	女性の政治参画の促進	2
(1)	現状と課題	2
ア)	我が国における女性の政治参画の遅れ	2
イ)	国際社会における取組の進展	2
ウ)	国際会議への女性議員の参加に関する ルール設定の必要性	3
エ)	政党の自主的な取組の必要性	4
(2)	対応策	4
ア)	「見える化」の推進	4
イ)	政党への積極的な情報提供	4
2.	女性起業家大国へ	5
(1)	現状と課題	5
ア)	起業の意義～女性の新しいキャリア・ ステージの創出～	5
イ)	女性の起業に特有の多様な課題	6
ウ)	新たな数値目標の設定	7
(2)	対応策	7
ア)	女性のニーズに応じた伴走型の支援	7
①	女性の起業を支援する「ネットワーク」の 深化	7
②	資金面・事業活動面での支援の充実	8
イ)	女性の起業に資する情報プラットフォーム の強化	9
①	女性の起業に資するワンストップでの情報 の発信	9
②	女性起業家の交流促進	9

ウ) 女性起業家支援の強化に向けた環境整備…	1 0
①女性が研修等へ参加しやすくするための工夫・対策等の充実…	1 0
②事業継続のための支援…	1 0
③女性の起業に関する理解の促進…	1 0
④全国女性起業家の的確な実態把握とその発信…	1 0

### 3. 安全・安心な生活基盤の確保

～女性に対する暴力の根絶～…	1 1
(1) 現状と課題…	1 1
ア) 性犯罪・性暴力被害者への支援体制の整備推進…	1 2
イ) DV、ストーカーの加害者が抱える問題への対策の必要性…	1 2
ウ) 女性に対する暴力の多様化についての実態把握等の必要性…	1 3
エ) 社会の変化に見合った婦人保護事業の見直し…	1 3
(2) 対応策…	1 3
ア) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター未設置自治体への働きかけ…	1 3
イ) DV、ストーカーの加害者に対する取組の具体化…	1 4
ウ) いわゆる JK ビジネスと呼ばれている営業等に対する実態把握等…	1 4
エ) 社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方の検討推進…	1 4

## I はじめに

「すべての女性が輝く社会」をめざし、女性が、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望や夢をかなえる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を築くことは、「一億総活躍社会」を実現するうえで、最も重要な鍵である。わが国を新たな繁栄へと導くためには、女性の視点と潜在能力をパワーに、これまで社会に定着してきた古い職業意識や労働慣行から脱却し、より柔軟で多様性に富んだ社会への大転換を図ることが不可欠である。

そのためには、女性活躍の「場」をさらに広げていくことが必要である。本年4月に完全施行された「女性活躍推進法」に基づき、企業等における女性の積極的な採用・育成・登用を進めていくことはもちろんのこと、諸外国と比べて大きく水をあけられておりジェンダーギャップ指数の順位が低位にとどまっている最大の理由である政治の場への女性の参画を強力に進めていかなければならない。また、女性ならではのアイデア・目線を活かして、ビジネス・事業の起業にチャレンジする女性起業家を大胆に育成していくことも極めて重要である。

女性活躍の土台は安定した生活基盤である。しかしながらいまだ我が国では、約4人に1人の女性が配偶者から暴力を受けたことがあり、約15人に1人は性被害にあった経験があるなど、人権を侵害され、安定した生活基盤が奪われている女性が数多くいるのが現実である。このような困難な状況にある女性に寄り添い、支えるための政策を強化していくことが急務である。

また、平成28年4月に発災した熊本地震からの復旧・復興が喫緊の課題である。女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、女性や子育て世帯のニーズに配慮した被災者支援が特に必要である。復旧・復興のあらゆる場・組織における女性の参画を促進するとともに、妊婦や子育て世帯、高齢者などに対する支援に万全を期する。

このような認識の下、女性活躍推進本部は、総裁直属の79条機関として、提言を取りまとめた。政府においては、この提言を真摯に受け止めて政策を打ち出していくことを強く期待する。自由民主党は、さらに党内で議論を深め、すべての女性が夢や希望を実現できる社会の実現に向け、邁進していく所存である。

## Ⅱ 提言

### 1. 女性の政治参画の促進

#### (1) 現状と課題

##### ア) 我が国における女性の政治参画の遅れ

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国が活力ある豊かな国に発展していくためには、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されることが必要であり、政治分野における女性の参画拡大は、子育てなど女性の関心の高い課題についての政策や方針に、国民の声を反映させやすくし、持続可能な活力ある社会を創る点でも極めて重要である。

今年、戦後初めての衆議院議員総選挙において、初めて女性参政権が行使され、約1,380万人の女性が初めて投票し、39人の女性国会議員が誕生した記念すべき日から70年目の節目の年でもある。しかし、我が国の政治分野における女性の参画状況は、現在、衆議院議員に占める女性の割合が9.5%と、衆議院議員に占める女性の割合が8.4%であった70年前と比べ状況が顕著に進展しているとは言い難い状況にある。

国際的に見ても、国会議員に占める女性の割合は、衆議院が下院又は一院制を有する国の中で191か国中156位、参議院が上院を有する77か国中53位である。また、OECD加盟国34か国の中では、衆議院が最下位、参議院が上院を有する18か国中15位にとどまる。

我が国の政治分野への女性の参画が十分に進んでいない理由としては、出産・育児等と政治活動の両立が難しい場合があること、男女の役割分担に関する意識、ロールモデルの不足などが指摘され、こうした課題に正面から取り組む必要がある。

##### イ) 国際社会における取組の進展

一方、国際社会においては、女性の政治分野への参画拡大に

向けての取組には近年特に目を見張るものがある。

我が国も加盟する各国議会代表で構成する国際会議である列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) の規約では、従来、加盟国の派遣代表団に男女両性の議員を含むことが参加の条件として規定されていたが、これに加えて、連続した3回のIPU会議において、派遣代表団が同一の性のみによって構成されていた場合には、①派遣代表団が自動的に1名減員される (IPU規約10条3項)、②会議における基礎票を8票とする (両性の国会議員によって構成される派遣代表団は10票) (同規約15条2項 (c)) などのペナルティが規定されるなど (2003年4月改正)、各国の女性の参画への要請はさらに強まっている。

この間、各国の議会における女性の参画も目覚ましく、世界各国の女性議員比率は過去20年間で平均11.3% (1995年7月) から22.7% (2015年12月) に増加した。また、2015年には、法令に基づくクォータ制又は政党による自主的なクォータ制を導入している国は、111か国に上っており、諸外国の政治への女性参画の取組は着実に広がっている<sup>1</sup>。

#### ウ) 国際会議への女性議員の参加に関するルール設定の必要性

こうした情勢の下、国際会議の場において、日本の女性が存在感を示すことは、我が国の女性の活躍状況及び女性の権利についての発信力を高め、国際的な存在感を示すとの観点から、また、女性のロールモデルを作る観点からも極めて重要である。

そこで、我が国から議員を国際会議へ派遣する際には、男性のみに偏らないように、事前に各会派からの出席者を把握し、必ず女性を選出する等、派遣団の構成を政党間の協定で定め、取組を進めていく必要がある。

---

<sup>1</sup> 世界各国の女性議員比率の平均値については、「女性国会議員比率の動向」『調査と情報』(2015.11.24) 883号国立国会図書館及び、IPU「Women in National Parliament」(2015年12月)を参照。クォータ制 (議席割当て、法律による候補者クォータ制及び政党による自発的クォータを含む) 導入を行った国の数については、「Quota Project」のデータベースにより内閣府調べ (2015年10月)。

## エ) 政党の自主的な取組の必要性

また、政府は既に、各政党に対し、昨年末閣議決定された第4次男女共同参画基本計画に基づき、党員・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における候補者に占める女性割合が高まるよう、女性活躍推進法の枠組みを踏まえた女性候補者割合の数値目標設定や行動計画の策定等を含むポジティブ・アクション導入等の自主的な取組を検討するよう要請を行っている。

こうした政府の要請を踏まえ、各政党および議会が取組を着実に実行に移すことができるよう、わが党においても、可能な取組について具体的な検討を進めることは喫緊の課題である。

具体的には、わが党としては、女性候補者の割合が高まるよう、中央政治大学院や地方政治学校（塾）において、女性候補者育成のための講座を拡充する等、女性候補者に対する支援をさらに強化していく。

## (2) 対応策

こうした取組を進める上で、わが党から政府に対し、女性の政治参画の拡大についてさらに進んだ取組を検討するよう、以下の提言をするものである。

### ア) 「見える化」の推進

有権者の意識改革のため、政治への女性参画に関する情報提供をさらに強化すべきである。

国や地方の政治分野における女性の参画状況（女性党員、女性役員、女性候補者等の比率等）について調査し、わかりやすい形で提示するなど、「見える化」を推進する必要がある。

### イ) 政党への積極的な情報提供

各政党における自主的な検討が進められるよう、列国議会同

盟等の国際会議や諸外国における政治分野の女性参画に関する制度等、参考となる情報等の提供を積極的に行うべきである。

## 2. 女性起業家大国へ

### (1) 現状と課題

#### ア) 起業の意義～女性の新しいキャリア・ステージの創出～

起業は我が国の経済社会に新陳代謝をもたらし、革新的な技術の創出・イノベーションの実現や新たな市場・雇用の創出につながるるとともに、既存の環境では実現できなかった個性・能力の伸張の場を創出し、社会の多様性を豊かにするものである。また、起業は、新規技術等を基に個人が一から起業する形に加え、大企業からのスピノフ・スピアウトなど、その形態は様々であるが、我が国全体の開業件数が廃業件数を下回っている現状において、経済の閉塞感を打破する一つの鍵である。更に、地方創生の観点からは、地域課題の解決や地域資源の活用手法として、また地域の雇用を創出する観点からも、起業は大きな意義を持っている。

特に、女性は、これまで男性中心に築き上げられてきたビジネスの世界の業界慣習や固定観念を打ち破り、我が国社会に大きな革新をもたらす力を秘めている。例えば女性起業家には、多様化する市場のニーズをすくい上げることで需要を生み出す傾向が見られる。女性は男性と比べ、子育てや介護等、生活のニーズに根ざした分野や、趣味や特技等を活かした分野での起業が多い。加えて、製造業などこれまで女性の参画が必ずしも十分ではなかった産業分野においても、女性がその視点や着想を活かして活躍することが、イノベーションの実現や新たな市場の創出等の面において重要である。

また、女性の起業は、女性自身にとっても大きな意義を持っている。業種、事業の形態や目的も多様な起業は、女性の多様な経験、ライフスタイルに応じ、それぞれの目的を持って業を



興したいと考える女性の生き方にもふさわしい働き方である。例えば、女性起業家の中には、育児や介護などを理由に、就業を継続することが困難となったことが起業の契機になった場合も少なくない。自らのライフスタイルに合わせて働き、キャリアアップすることのできる起業家という選択肢は、特に女性にとってメリットが大きいと考えられる。少子化や経営者の高齢化など、我が国の経済社会構造の変化に鑑みれば、女性が起業家精神を発揮し、その個性と能力を十分に活かして多様な分野で活躍することが、これまで以上に重要である。

さらに、障害など複合的な困難を抱える女性が、自らの経験やアイデアに基づき業を興すことは、困難を強みに変え、女性の自立を促すことはもちろん、社会全体が、新たな視点でインフラの在り方を検討することにもつながる。

以上のおり、起業は、組織での働き方とは異なる独立した働き方であり、女性の新しいキャリア・ステージの形を創出するものである。

## イ) 女性の起業に特有の多様な課題

一方で、女性が起業を目指すに当たっては、女性特有の課題があることが指摘されている。

例えば、女性は男性と比べ、企業での勤務経験年数が少ないことなどから、前職での経験を生かした事業内容ではなく、新たに独自の事業内容によって起業することを選択する割合が高い。これは、女性が既存のビジネスにとらわれない多様な分野での起業を推進する原動力となり得ることを意味する一方で、起業を成功に導くために必要な商品やサービスに関する知識や情報の不足、アイデアの事業化・組織化やファイナンスへの苦手意識、販路の確保・拡大などの点で困難を抱えうることを示唆しており、ひいては起業後の持続的な経営の障害となり得るものである。

また、相談できる相手を確認することも重要である。女性は男性と比べ、開業時から家族・親戚、友人・知人といった身近

な人に頼りがちで、開業後も経験・知識を有する相談相手に恵まれにくい傾向が見られる。このため、メンターやロールモデルの充実が求められる。

加えて、女性は男性と比べて比較的低額な費用・自己資金で開業する傾向がある。趣味や特技等に根ざした、比較的少額で起業できるケース（いわゆる「プチ起業」）が少なくないことも一因と考えられるが、他方、過去の職業経験や家庭の理解の有無等によって、女性の資金調達が男性と比べて困難となっている可能性もある。

さらに、女性が起業時に直面した課題として挙げるものとして、経営知識の習得と並んで、家庭生活（家事・育児・介護）との両立も多い。また、起業を断念しそうになった際に直面した課題として、家庭生活との両立や、家族の理解・協力という回答の割合も高い。

#### ウ) 新たな数値目標の設定

政府においては、昨年12月に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画において、成果目標として「起業家に占める女性の割合（2020年まで30%以上を維持）」を初めて設定するなど、起業に向けた取組を進めることとしているが、未だ十分ではない。当該数値目標等の更なる周知を通じて、社会における女性の起業に向けた気運の醸成を図るとともに、これら女性特有の課題に対して適切な支援を行っていくことで、希望する女性が起業の道に進みやすくなり、ひいては経営者として成功するチャンスが増えるようにすることが必要である。

## (2) 対応策

### ア) 女性のニーズに応じた伴走型の支援

#### ① 女性の起業を支援する「ネットワーク」の深化

起業に際しての女性特有の課題は多岐にわたっているが、起業に至る準備段階に限ってみても、女性の職業経験年数の違い

や、目標とする事業内容や事業規模によって、その課題には幅がある。そのため、「プチ起業」から成長志向型の起業家まで、多様なモデルを提示し、女性が自らの関心に見合った起業を選択できるような環境を整備することが必要である。また、多種多様な女性のニーズに応えるためには、先輩女性起業家や様々な支援機関等が、型にはまった支援策に捕らわれるのではなく、有機的に繋がりながら、女性の起業ステージに応じた具体的な助言を行うことが必要である。

経済産業省は平成28年度予算において、女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を全国合計10か所で立ち上げるが、その実績等を分析・検討しつつ、様々なプレイヤーと相互に連携・補完し合いながら、女性起業家に対する伴走型の支援を全国レベルで実現していくことが求められる。

## ②資金面・事業活動面での支援の充実

起業資金の確保については、女性起業家が利用できる低利融資や補助金等の女性起業家に対する資金面・事業活動面での支援の充実が必要である。現在も、経済産業省「創業・第二創業促進補助金」制度による女性起業家に対する優遇措置や、日本政策金融公庫「新創業融資制度」による女性向け小口創業特例制度などの支援が行われている。

また、日本政策投資銀行では、女性経営者にフォーカスしたコンペティションを開催しており、事業奨励金の提供を行うとともに、メンタリング等の事後支援を行うことで、女性起業家の事業を後押ししている。さらに、同行では過年度のコンペティションで選定された女性起業家のその後をまとめた事例集を作成するなど、女性起業家の事業発展を多面的にサポートしている。こうした取組を活用することで、保証や担保等に過度に依存しない形の支援を工夫しつつ、女性起業家に対する資金面・事業活動面での支援施策や制度に係る積極的な情報提供などを行うべきである。

加えて、地域全体で起業家を資金面から支える仕組みの強化に向けて、例えば地方銀行を中心に地域経済界等が連携した支援ファンドの創設等の促進を視野に入れることも重要である。

## イ) 女性の起業に資する情報プラットフォームの強化

### ① 女性の起業に資するワンストップでの情報の発信

男女を問わず起業や経営に関する情報はインターネット等を通じて収集をする傾向が見られる。起業に関する知識や情報の不足が課題となる中、起業のステージに応じた様々な課題の解決に資する支援措置や、起業・創業に関するセミナー及びイベント等の情報をワンストップで収集することができるよう、ポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備することが重要である。

### ② 女性起業家の交流促進

女性は男性に比べて、起業に際し、起業経営の経験・知識を有するビジネス関係者ではなく、家族や友人が相談相手となっていることが多く、特に開業後においては、経営の相談ができる相手がいないことを課題としている女性起業家が多い。女性が起業に必要な知識を習得したり不安の解消を図ることができるよう、ロールモデルとなる先輩起業家も含め女性起業家同士がつながることのできる女性起業家の交流の場を整備することが重要である。その際、インターネットを通じた地域横断的な女性起業家同士の交流の場を促進するなどオンライン・オフラインを問わず連携の強化を図る必要がある。また、SNS等を活用することにより、女性起業家個人がより簡易に参加できるようにすることで、創業時だけでなく、事業継続時においても有益な支援を得られる仕組みを工夫することが可能となる。

加えて、農林水産業や食の分野、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた新たな取組など、今の時代に即した先見性のある事業内容、あるいは他地域への横展開が可

能な地域課題解決型の事業内容により業を興した女性起業家たち。彼女等をモデルケースとして広く社会に発信をすることにより、女性の起業に対する全国レベルでの理解の増進を図ることが極めて重要かつ有効である。

#### ウ) 女性起業支援の強化に向けた環境整備

##### ① 女性が研修等へ参加しやすくするための工夫・対策等の充実

経営ノウハウなど専門知識の不足という課題に対しては、これまで各地域において開業・創業に係るセミナー等において、女性起業家向けの研修が実施されてきている。このような形式での研修に、子育てや介護などを担っている女性が参加しやすくするよう、研修実施時において託児・一時預かりのサービスを提供するなど、両立可能に資するサポートを強化することも重要である。また、開催日時についても子供が学校に行っている平日の日中を選ぶのか、あるいは、夜間・休祭日の開催とするのかなど、地域の実情に応じて、女性が参加しやすい日時を選ぶなど、きめ細かい配慮と工夫が必要である。

##### ② 事業継続のための支援

創業支援に加えて、事業継続のための支援にも取り組むべきである。例えば、販路拡大に向け、各地域において女性起業家と企業とのマッチング等を支援・促進することや、女性起業家同士の情報共有の場を提供することが必要である。

##### ③ 女性の起業に関する理解の促進

そもそも、家族の理解が十分でなければ、女性の起業活動が成り立たず、家事・育児・介護との両立も困難である。男女共同参画・女性活躍の前提として意識啓発に努め、女性の起業に関する社会の理解をさらに深めるよう、女性起業家の事例等も含めた情報提供などを進めるべきである。

#### ④全国女性起業家の的確な実態把握とその発信

「起業」は、女性がその能力を十分に発揮し、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の有望な選択肢である。そうした目標に女性がチャレンジするためには、情報インフラとして、女性の起業が地域の経済や雇用に与える影響や女性起業家が置かれている現状等を把握・分析し、発信していくことが不可欠である。

以上も踏まえ、わが党としては、全国規模での女性起業家サミットを開催する。

### 3. 安全・安心な生活基盤の確保～女性に対する暴力の根絶～

#### (1) 現状と課題

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは女性活躍の大前提となるものである。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力の被害は引き続き深刻であり、的確に対応する必要がある。

近年、インターネット上の新たなツールを利用した被害など女性に対する暴力の多様化が進んでおり、そうした新たな形の暴力にも的確に対応していく必要がある。

以上、様々な課題がある中、当本部が特に対応すべき点として、

- ・性犯罪への対策
  - ・配偶者等からの暴力、ストーカー行為の加害者に対する取組
  - ・児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした新たな形の暴力に対する取組
  - ・社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方
- について取り上げる。その際、女性に対する暴力は、例えば配偶者等からの暴力とストーカー事案など、複数の種類の暴力の

被害と重複する形で生じる場合があること、また被害者の女性が暴力の被害に加えて貧困や孤立など複合的な困難を抱えている場合があることに鑑み、それぞれの課題間の結びつきも十分に意識して総合的な対応を検討していく必要がある。

#### ア) 性犯罪・性暴力被害者への支援体制の整備推進

女性に対する暴力の中でも、とりわけ性犯罪・性暴力は、被害者にとって、身体面のみならず、多くの場合、精神面にも長期にわたる傷跡を残す重大な犯罪であり、決して許すことはできない。

これら性犯罪に対しては、加害者への厳正な対処、被害者への支援などをしっかりと行うことが必要である。

まず、加害者への厳正な対処については、関係法令等を厳正に適用し、適正かつ強力な捜査等を実施していくことが必要である。なお、性犯罪に関する罰則の在り方については、昨年10月、法務大臣から法制審議会に諮問がされ、現在、調査・審議が行われている。

また、被害者への支援については、性犯罪・性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な相談が受けられ、更に心身の回復のための被害直後及び中長期の支援を受けられる体制の整備が必要である。そのための重要な方策が、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置・運営である。

ワンストップ支援センターの設置等の促進は、第4次男女共同参画基本計画、第3次犯罪被害者等基本計画に基づきすでに取り組みられている。昨年11月時点で、地方公共団体が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは25か所設置されているが、第4次男女共同参画基本計画では平成32年までに各都道府県に最低1か所の設置を目標としており、設置促進のための取組を更に進めることが必要である。

イ) DV、ストーカーの加害者が抱える問題への対策の必要性  
配偶者等からの暴力、ストーカー行為は、重篤な被害につな

がりやすい（配偶者等からの暴力の場合には被害者の子供にも悪影響を及ぼす）ことを考慮し、被害者等の安全確保及び加害者への厳正な対処を引き続き徹底すべきである。加えて、被害者等の安全を高め、新たな被害者を生み出さないという観点で、加害者に対する取組を更に進めるべきである。

#### ウ) 女性に対する暴力の多様化についての実態把握等の必要性

近年、インターネット上の新たなツールを利用した被害など女性に対する暴力の多様化が進んでおり、そうした新たな形の暴力にも的確に対応していくことが必要である。その中で、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした新たな形の暴力については実態把握も含めて、依然として対応が不十分であると言わざるをえず、新たな取組が必要である。

#### エ) 社会の変化に見合った婦人保護事業の見直し

婦人保護事業の根拠である売春防止法については、昭和 31 年の制定であり、例えば用語について、「婦人」、「保護更生」、「収容」等と、社会の変化にそぐわなくなっているとの指摘がある。暴力など様々な困難を抱える女性に対する支援施設としての役割を更に果たしていくためには、見直しを行う必要がある。

## (2) 対応策

#### ア) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター未設置自治体への働きかけ

性犯罪に対する罰則の在り方については、調査・審議を行っている法制審議会の答申を踏まえ、法改正を含む必要な措置を講ずるべきである。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を更に促進するため、地方公共団体への支援の在り方を検討すべきである。その際、現在、地方公共団体におけるワンス



トップ支援センターの設置・運営の支援のために実施している「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究事業」の活用促進に加え、預保納付金事業における犯罪被害者等支援団体への助成（相談員の育成等）の活用促進についても検討すべきである。

その他、性犯罪被害者の負担軽減のための各種取組についても充実を図るべきである。その際、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大などについて取り組むべきである。

#### イ) DV、ストーカーの加害者に対する取組の具体化

被害者等の安全を高め、新たな被害者を生み出さないという観点で、加害者に対する取組を更に進めるべきである。その際、これまでの刑事施設等での取組に加え、地域社会内における加害者更生の取組を具体化すべきである。

#### ウ) いわゆるJKビジネスと呼ばれている営業等に対する 実態把握等

インターネット上の新たなツールを利用した被害に加え、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握や、労働基準法や児童福祉法等を適用した取締りに取り組むとともに、若年層が被害にあわないようにするため、若年層に対する効果的な情報発信などを検討すべきである。

#### エ) 社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方の検討推進

社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方については、平成24年に「婦人保護事業等の課題に関する検討会」において「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」が取りまとめられ、その中で運用上の改善が可能なものについては、順次検討、取組が行われてきている。平成27年

度には、婦人保護施設の役割と機能の明確化等が検討されたが、暴力など様々な困難を抱える女性に対する支援施設としての役割を更に果たしていくため、引き続き検討を進めるべきである。

---

## 女性活躍推進本部

### 「女性活躍の希望と悩み」調査 開催実績

平成28年2月3日（水）

資生堂ジャパン人事部長 本多由紀様

「資生堂のダイバーシティ女性社員の活躍促進の取組み」

平成28年3月15日（火）

北都銀行頭取 斉藤永吉様

「経営戦略と女性活躍推進」

平成28年4月20日（水）＜選挙制度調査会との合同会議＞

上智大学法学部教授 三浦まり様

「政治分野における女性活躍の国際潮流と日本の課題」

平成28年4月27日（水）

NPO法人性暴力救護センター大阪SACHICO代表 加藤治子様

婦人保護施設いずみ寮施設長 横田千代子様

「性犯罪・性暴力被害者支援等について」

平成28年4月28日（木）

日本政策投資銀行（DBJ）常勤監査役 栗原美津枝様

「女性活躍と起業」

平成28年5月10日（火）

国際ユニヴァーサルデザイン協議会（IAUD）理事 奥田高子様

国際ユニヴァーサルデザイン協議会（IAUD）参事・運営委員長 藤木武史様

「IAUDからの女性活躍推進策」